

財産の取得について

さとうきびの害虫であるイネヨトウの防除に用いられる交信かく乱用フェロモン剤を次のとおり取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

- 1 品 名 交信かく乱用フェロモン剤 ヨトウコンー I
- 2 数 量 6,248個（1個当たり50メートル）
- 3 契約金額 80,974,080円
- 4 契約の相手方 東京都千代田区大手町二丁目6番1号
信越化学工業株式会社有機合成事業部 常務取締役事業部長 荒井文男

平成26年12月12日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

さとうきびの害虫であるイネヨトウの防除に用いられる交信かく乱用フェロモン剤の取得については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。